

令和5年第1回川本町議会定例会会議録  
(最終日) 令和5年3月16日 午前9時30分開議

議長	おはようございます。 これより本日の会議を開きます。
々	ただいまの出席議員数は9名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
々	本日の議事日程は、あらかじめお配りしているとおりです。
々	日程第1、「委員長報告」を議題とします。 活性化対策特別委員会の委員長は議長が兼ねておりますので、議長席を副議長と交代いたします。 (議長席から降壇し9番自席へ・副議長4番自席から登壇し議長席へ)
副議長	会議を再開いたします。(午前9時30分)
々	活性化対策特別委員会委員長から、「委員会所管事務調査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。 9番植田活性化対策特別委員会委員長。
9番 植田委員 長	令和5年3月16日。川本町議会副議長 本山修二様。活性化対策特別委員会委員長 植田昌平。委員会所管事務調査報告書。令和5年3月10日開催の活性化対策特別委員会で説明があった事項について、委員会としての協議結果を報告いたします。まず、まちづくり推進課から説明のあった川本町地域公共交通計画(案)、川本町住生活基本計画(案)、弓市魅力化推進計画(案)については、委員会として了承することに決しました。なお、協議の過程において委員から出された意見は、報告書に記載のとおりでありますので、計画の実行にあたっては、これらの内容を十分に反映していただくよう要望いたします。次に、産業振興課から説明のあった河津桜公園整備構想であります。委員間でも様々な意見が出され、委員会としての統一した意見は纏まっておりません。意見が纏まらない大きな理由は、報告書にもあるとおり、地元の意見集約や協議が不十分であることや、整備する公園は三原地区の住民だけの公園ではなく、町として整備されるべき公園であるにもかかわらず、町民全体への説明が不足していることが挙げられますので、早急に議論を深めていただくよう要望いたします。なお、協議の過程において出された指摘及び意見は報告書のとおりであります。以上が、活性化特別委員会が行いました協議の結果の概要であります。委員会としては、今後も状況を注視しつつ、必要に応じて適宜報告を求めていくことといたします。
副議長	以上で、報告を終わります。

副議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

々 ここで、議長席を議長と交代いたします。  
 (副議長、議長席から降壇し4番自席へ・議長9番自席から登壇し議長席へ)

議長 会議を再開いたします。 (午前9時34分)

々 予算特別委員会副委員長から、「委員会審査報告書」が提出されておりますので、副委員長から報告をお願いいたします。5番木村予算特別委員会副委員長。

5番木村副委員長 令和5年3月16日。川本町議会議長 植田昌平殿。予算特別委員会副委員長 木村慶五。委員会審査報告書。本委員会は、付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。  
 議案番号、「議案第11号、令和5年度川本町一般会計予算」、審査結果、原案可決。議案番号、「議案第12号、付託事件名、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」、審査結果、原案可決。議案番号、「議案第13号、付帯事件名、令和5年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」、審査結果、原案可決。議案番号、「議案第14号、付託事件名、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計予算」、審査結果、原案可決。議案番号、「議案第15号、令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」、審査結果、原案可決。

議長 ただいま、「議案第15号」ですが、年度が違いますので、そこだけもう一度訂正いただけますか。はい5番木村副委員長。

5番木村副委員長 議案番号、「議案第15号、付託事件名、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」が原案可決、訂正させていただきます。以上です。

議長 以上で、副委員長の報告を終わります。

々 ただいまの副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 それでは、「議案第11号、令和5年度川本町一般会計予算」について討論を行います。  
 反対討論の通告がありますので、発言を許可いたします。1番香取議員。

1番香取議員 「議案第11号、令和5年度川本町一般会計予算」について、委員長報告に反対の討論を行います。本予算については、人口減少対策や治水事業、デジタル化に向けた事

1番  
香取議員  
(委員長)

業など、本町を取り巻く課題へ対処していくために必要な事業費が計上されており、財政の健全性の確保という視点を意識しながら、議論を重ねた上で編成されたものと理解しております。しかし、次の1点において、私は本予算に対して反対の立場をとりたいと思います。その1点とは、「因原地区における定住促進住宅整備事業」です。本町が直面する人口減少という問題に立ち向かっていくためには、住まいの確保とりわけ若い世代の住まいを確保することが喫緊の課題であることは、私自身も実感しています。しかし、多数ある住まいの確保のための施策の中で、行政として行うべき最適が主に町外からの移住者向けである定住促進住宅であるのか。そして、その定住促進住宅を民地を購入してまで建設する必要があるのか。さらには、因原地区という利便性が高く、分譲地としても流通しうる場所に建設することが適切であるのかという3点について疑問が残ります。また、建設地として土地を取得する際の選定基準及びプロセスを明確にする必要があることは、昨日の一般質問でも申し上げたとおりです。その他の施策については、大いに期待を寄せるところでございますけれども、今申し上げた点について、議論が尽くされたとは言い難いことから、私は令和5年度川本町一般会計予算に反対をいたします。以上、反対討論あります。

議 長

次に、賛成者の発言を許可いたします。討論はありませんか。6番石川議員。

6番  
石川議員

令和5年3月13日、14日の両日、私は予算委員会の一員として、議会より付託を受けた令和5年度一般会計予算審議に出席をいたしました。そこで私は、令和5年度一般会計予算案について、賛成の立場から討論をいたします。令和5年度一般会計の当初予算額は46億8980万8千円となり、前年度と比較すると6.1%の増額となっています。本議案に賛成する主たる理由として、コロナ禍にあり不況下にある商工業者や農林業者に対し、活動を力強く再開するための様々な支援策、また半世紀も動かなかった、瀬尻・久料谷、また谷地区の治水対策事業の本格化や、長年苦しめられている因原地区への排水対策に係る建設事業費は、町民の命と生活を守るための必要不可欠な予算となっていると、私は感じています。また、昨日、一般質問において議論された定住促進住宅建設事業は、本町における人口増の実績として大きく貢献していると、私は感じております。約11年前、私が初めて議員になった時、議会と執行部が県下に先駆けて実施してきた事業でもあります。人口減少対策に非常に貢献しているというふうに、私は感じております。私の住んでいる多田地区においては、本事業により14名の子どもたちを迎えており、活性化を増しております。事業の継続にあたっては、十分に条件にかなう土地であれば、細心の上にも細心の配慮をし、民地の取得も議会の同意のもと実施され、少子高齢化に少しでも歯止めがかかるよう、私は願っております。以上のことから、令和5年度一般会計当初予算について、賛成をいたします。

議 長

ただいま、賛成討論がありました。続いて、反対討論ありませんか。  
〔「ありません」の声あり〕  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

- 議長 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第11号」に対する副委員長報告は、「原案可決」であります。  
この副委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「多数」であります。  
よって、「議案第11号」は、副委員長報告のとおり可決されました。
- 々 次に、「議案第12号、令和5年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について、これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより、採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第12号」に対する副委員長報告は「原案可決」であります。  
この副委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第12号」は、副委員長報告のとおり可決されました。
- 々 次に、「議案第13号、令和5年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について、これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより、採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第13号」に対する副委員長報告は、「原案可決」であります。  
この副委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第13号」は、副委員長報告のとおり可決されました。
- 々 次に、「議案第14号、令和5年度川本町簡易水道事業特別会計予算」について、これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

- 議長 「議案第14号」に対する副委員長報告は、「原案可決」であります。  
この副委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第14号」は、副委員長報告のとおり可決されました。
- 々 次に、「議案第15号、令和5年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」について、これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより、採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第15号」に対する副委員長報告は、「原案可決」であります。  
この副委員長報告のとおり決することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第15号」は、副委員長報告のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第2「議案第2号、川本町個人情報保護法施行条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第2号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第2号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 日程第3、「議案第3号、川本町個人情報保護審査会条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第3号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長

挙手「全員」であります。  
よって、「議案第3号」は、原案のとおり可決されました。

々

次に、日程第4、「議案第4号、因原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第4号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。  
よって、「議案第4号」は、原案のとおり可決されました。

々

次に、日程第5、「議案第6号、職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第6号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。  
よって、「議案第6号」は、原案のとおり可決されました。

々

次に、日程第6、「議案第7号、川本町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第7号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。

- 議 長 (「挙げてない」の声あり)  
すいません。挙手「多数」であります。  
よって、「議案第7号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第7、「議案第8号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の  
制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第8号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第8号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第8、「議案第9号、令和4年度川本町一般会計補正予算（第6号）」  
の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第9号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第9号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第9、「議案第10号、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計補正予  
算（第3号）」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第10号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。

- 議 長 よって、「議案第10号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第10、「議案第16号、川本町過疎地域持続的発展計画の一部変更について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第16号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第16号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第11、「議案第17号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第17号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第17号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 次に、日程第12、「議案第18号、工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第18号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第18号」は、原案のとおり可決されました。



議 長 次に、日程第13、「発委第1号、川本町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「発委第1号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。  
よって、「発委第1号」は、原案のとおり可決されました。

々 次に、日程第14、「議案第19号、川本町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。

々 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外名原産業振興課長

番外名原 「議案第19号、川本町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

産業振興 改正の内容については、説明資料をご覧ください。改正理由でございますが、当該施設は、令和5年度末をもって指定管理期間が満了となるため、次期指定管理者の公募を検討いたしました。現指定管理者に更新の意思がなく、また施設の老朽化もあり、今後指定管理者による効率的な運営が見込めないため、町直営による管理を行うことといたしました。そのため、町直営で管理が行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。改正の概要でございますが、第4条では、指定管理者の管理から、町長の使用許可に改正いたします。また、指定管理者の管理に関する規定は、第12条から第13条に規定するよう改正いたします。その他、該当する条文について利用を使用に改正いたします。なお、この施行期日は、令和5年4月1日でございます。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

- 議 長 | これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。  
「議案第19号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
- 々 | 挙手「全員」であります。  
よって、「議案第19号」は、原案のとおり可決されました。
- 々 | 日程第15、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題といたします。
- 々 | 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査、調査の申し出がありますので、この申し出のとおり、審査、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 | 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。
- 々 | 次に、日程第16、「議員派遣の件について」の件を議題といたします。  
お配りしたとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 | 異議なしと認めます。  
よって、そのように決定いたしました。
- 々 | 日程第17、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。
- 番外  
野坂町長 | 令和5年第1回川本町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今回の議会に提出しました令和5年度一般会計当初予算案や条例案をはじめとする諸議案につきまして、慎重なご審議の上、すべて原案のとおり議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。今後、予算など町行政の執行にあたりましては、審議の過程でいただきましたご意見、ご提案を十分に踏まえまして、適切に実施してまいります。本議会では、人口減少や高齢化のもとで、町が目指すべきコンパクトタウンの方向性やネットワーク化すべき地域公共交通体系、また町有地のあり方、さらには令和6年度から徴収が始まる森林環境税の有効活用による林業振興など、ポストコロナを見据える段階に入った調整を取り巻く重要課題等に関して、様々な視点から幅広くご意見を頂戴したところです。来年度は町として、言うなれば1丁目1番地施策として強く意識して、全国に誇れるコンパクトタウン実現に向けたマスタープランとなるよう、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に全力を注いでまいります。そして、人口減少対策や治水対策、デジタル化などの諸課題解決に繋がる施策を盛り込んだ令和5年度の当初予算による取り組みを着実に展開するとともに、大命題の川本堤防の完成堤防化や内水対策、動き出す基盤整備の早期完成に向けて、強く国や県に働きか

番外  
野坂町長 けてまいります。議会の皆様におかれましては、引き続き一層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 以上をもって、本日の会議はすべて終了いたしました。  
長時間にわたり、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々 これをもちまして、令和5年第1回川本町議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。 (午前10時05分)

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員